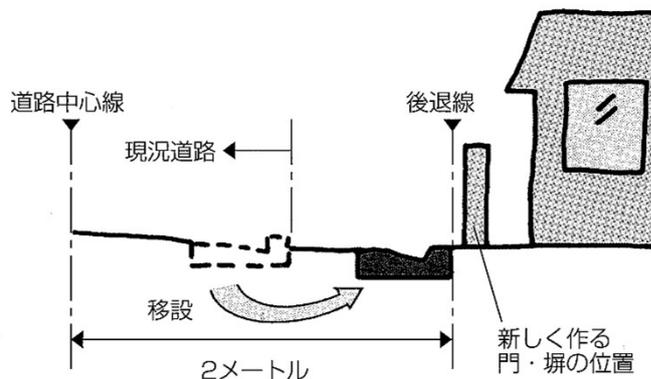


拡幅整備にご協力ください

日頃より、豊島区の建築・まちづくり行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

豊島区では、主に幅員が4mに満たず、建築基準法の定めるセットバックを要する「狭あい道路」を対象に、拡幅整備に関する事業を行っております。

ご不明の点がございましたら、本チラシ下部に記載の担当までお気軽にお問い合わせください。



拡幅整備のイメージ(建築基準法42条2項道路の場合)

◇よくあるご質問

Q1 「狭あい道路」とは何ですか？ なぜ拡幅整備が必要なのですか？

主に幅員が4m未満の道路のことを「狭あい道路」といいます。こうした狭あい道路は防災、救急、消防活動の妨げになり、住みやすい環境をつくるうえで大きな障害となっています。

豊島区では、安心して住み続けられるまちを目指し、昭和63年度から「狭あい道路拡幅整備事業」を進めています。

Q2 建て替えのとき以外にも拡幅整備に協力しないといけないのですか？

通常は建物の建て替えの際に拡幅整備について協力をお願いしております。建て替えのとき以外には、任意で拡幅整備にご協力いただいております。

Q3 拡幅整備に伴って、私有地を寄付しないといけないのですか？

拡幅整備を行った部分について、区に寄付を行う必要はありません。

Q4 区より拡幅整備への協力依頼がありました。協力しないと罰則がありますか？

区より個別に依頼しております拡幅整備への協力は任意のものであり、拡幅整備を行わないことによる罰則などはありません。拡幅整備のご協力をいただかない場合には、次の建て替えの際にご協力をいただくこととなります。

Q5 拡幅整備の協力について、助成金はありますか？

拡幅整備工事については、区が契約している工事業者により、区の費用負担にて実施いたします。また、拡幅整備に伴い水道管・ガス管など配管類の移設や袖壁等の撤去の必要が生じた際には、30万円を上限に助成いたします。(一部例外がございますので詳細は担当までご確認ください)

Q6 拡幅整備に協力すると税制上有利になりますか？

道路状に整備した後退用地は固定資産税などの非課税や減免の対象になります。非課税等の申請を希望される場合には、区が非課税手続きの代行をいたします。なお、固定資産税などの詳細については都税事務所や税務署までお問い合わせください。